

特定非営利活動法人 成年後見センターもだま

〒525-0027 草津市野村八丁目 5 番 19 号
サニーハイツピア 105 号室
TEL: 077-598-0246 FAX: 077-598-0888
E-mail modama.npo@triton.ocn.ne.jp

平成 27 年 4 月発行

もだま通信 No. 35

成年後見制度を利用し、安心した暮らしを

理事 東 富夫

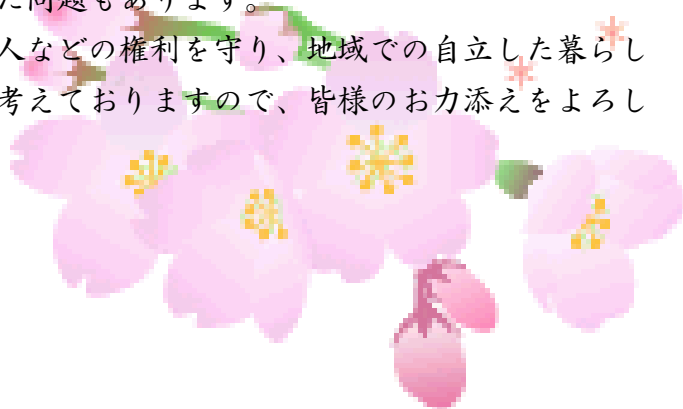
会員の皆様におかれましては、ますますご健勝にてお過ごしのことと存じ上げます。日頃は、成年後見センター「もだま」へのご支援ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。おかげさまで、「もだま」をご利用される方は年々増加し、後見事業は拡大がみられます。2014 年度に新たに取り組みました「高齢者・障害者なんでも相談会」では、25 名の方々から日常生活の金銭管理や相続・将来の生活不安などのご相談があり、この中には、成年後見制度の利用が必要となる案件も見受けられました。

私たちの生活には「契約」があふれており、判断と意思表示を必要とします。こうした中、障害のある人や認知症の人など、判断能力に不安のある人に代わり、さまざまな契約行為や財産管理などの権限を代理することのできる成年後見制度は、障害のある人の親亡き後の問題や、認知症高齢者が増えつつある中で、ますます必要性が高まっていくものと考えます。

身近な問題として、悪徳商法により、判断能力や明確な意思表示ができないことをつけ込まれ、今の自分に必要かどうかを判断できずに購入してしまい、大きな被害を受けてしまう危険性があります。こうした契約上のリスクを避けるためには、成年後見制度の積極的な利用が望まれます。

しかし、残念ながら、成年後見制度をよくご存知でない方も多くおられ、制度自体が難しいであるとか、費用が高くつくのではといった心配から、本当にこの制度を必要とされている方にうまく伝えられていないといった問題もあります。

「もだま」は、障害のある人や認知症の人などの権利を守り、地域での自立した暮らしを支える活動をさらに充実していきたいと考えておりますので、皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。





本年4月1日に、「生活困窮者自立支援法」が施行されました。
この法律は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティネットとして位置づけられています。この法律の目的や趣旨、課題などについて、当法人の理事 土井弁護士にコメントをいただきました。

生活困窮者自立支援法の光と影

理事 土井 裕明

生活困窮者自立支援法は、福祉事務所を有する自治体に、困窮者の支援のための事業を行うことを義務づけています。その核となるのは「自立相談支援事業」です。これは、福祉的な立場から、生活に困窮している人に寄り添う相談活動を行うというものです。単に、役所に相談窓口を設けるということではありません。生活に問題を抱えている一人ひとりの人に徹底的につきあうのです。使える制度は使い、それで足りなければ、インフォーマルなものも含めて、その人が健康で文化的な暮らしを営めるような支援をしようということなのです。

この法律が目指すのは、自治体による本格的なソーシャルワークです。国が4分の3の経費を負担して、自治体に生活困窮者の個別的な支援をさせるというのですから、理念どおりに機能すれば、画期的な効果が期待できます。

しかし、手放して喜べない事情があります。この法律の裏には、生活保護の利用を抑制しようという魂胆が隠れているからです。生活保護を受けなければならない状態に陥る前に、この制度で支援をするというのは間違いではありません。しかし、本来なら保護を利用しなければならないような状態の人に対して、保護を使わせない目的で、自立相談窓口で「回す」ことが横行するおそれがあります。この法律が生活保護法の改悪とセットで成立したという経緯もあり、心配は払拭できません。

また、自治体によっては、おざなりな窓口だけ設置して、実際は何もしないということもあり得ます。困窮者支援は時間も手間もかかります。熱心に支援をすればするほど仕事が増えるわけですから、現場の姿勢によっては「何もしない方が楽」ということになるおそれもあります。

私たちは、この法律が正しく活用されるように、自治体の取り組みを監視していく必要があります。



第8回 通常総会のご案内

- 日時 5月17日（日）午後1時～2時
- 場所 ウィングプラザ 4F 研修室 C
栗東市綯2丁目4番5号（JR栗東駅前 徒歩2分）



2/17 権利擁護支援従事者 (初任者) 研修

「権利擁護支援の基本」

権利擁護支援の在り方について事務局長 上田晴男氏の講演があり、権利擁護支援対象者は自身の困りごとや状態把握が困難な方が多いため、支援者は本人の状態像を見立て、寄り添い一緒に取り組むことの大切さを強調されました。

講義を踏まえ、家族全体に複合した支援ニーズのある困難事例検討を、情報から問題を見立て、具体的な支援方法を組み立てるグループワーク形式で行われました。全体的な評価では、早期介入していくために支援の輪を作り、情報共有として時系列で問題整理をしながらニーズの変化・深刻化を見立て、具体的な支援方法や役割分担をしていくかが重要であると話されました。研修会には高齢・障害問わず、様々な分野の支援者の方々が参加されており、権利擁護支援の視点のみならず、新たな知識や情報を得ることができました。

2/18 高齢者・障害者虐待対応 管理職 研修

「虐待対応の基本と 対応段階別ポイント」

高齢者・障害者の虐待防止法の施行により虐待対応に対して、その当事者のリアクションに対してのリスクマネジメントをテーマに研修が行われました。DVD「愛知県高齢者虐待対応マニュアルを基にしたドラマ」の上映と、虐待対応事例の検討（グループワーク）その結果報告には講師からの確かな助言がありました。

竹内俊一弁護士からは宮崎県で虐待防止法に基づき、虐待を受けていた母を強制的に保護したのは違法として、当事者が行政を訴え処分取消しを求めた訴訟は地方裁判所が訴えを却下された事例が報告されました。高齢者・障害者の虐待に対して法に基づき粛々と対応していくことが必要であるとあらためて確認しました。

お知らせ

出張相談会



今年度より、成年後見制度に関する相談会を開催いたします。制度の仕組みや手続き方法など何でもご相談いただけます。

相談無料
予約不要
秘密厳守

<第1回>

守山市	栗東市	野洲市
6/9 (火) 13時~16時 すこやかセンター 3階 講習室	7/8 (水) 13時~16時 栗東市役所 2階 第3会議室	8/12 (水) 13時~16時 野洲市健康福祉センター 3階 研修室

*ご相談はもだまの相談員がお受けしますが、相談内容によっては専門機関におつなぎします。

手話通訳が必要な方は事前にご連絡ください。

お問い合わせ先 : 特定非営利活動法人 成年後見センター もだま

Tel. 077-598-0246

Fax. 077-598-0888



★ 滋賀県高齢者・障害者支援者ネットワーク懇談会 準備会発足 ★

滋賀県の7福祉保健圏域において、高齢者・障害者の権利擁護支援活動を行うセンターの設置が進み、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体や関係機関とのネットワーク化や権利擁護支援に関する議論が高まってきています。

そこで、去る3月22日に大津市で、岡山弁護士会 竹内俊一弁護士を講師に迎え、平成15年に設立された「岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会」の設立経緯や権利擁護支援活動状況などの講演会と懇談会が開催され、滋賀弁護士会をはじめとする団体・機関が集まりました。滋賀県でも権利擁護支援に関わる支援者が集結し、ネットワークづくりを行い、互いの資質向上をめざし、滋賀の権利擁護支援を進めていくために、「滋賀県高齢者・障害者支援者ネットワーク懇談会」設立に向けての準備会を発足しました。

どのようなネットワーク懇談会をめざすのか、運営方針や活動内容などについて、今後2ヶ月に1回開催する準備会で検討することになりました。



新任職員 紹介

3月から事務員として勤務している岡部陽子と申します。

「成年後見」や「もだま」について皆様の指導のもと日々勉強し一日も早くお役にたてるよう頑張っ参ります。

これから、どうぞよろしく
お願い致します。



桜花爛漫の季節となりました

後見活動日誌



Mさんは、会話中もほとんど表情を変えることのない寡黙な方です。以前お世話になっていた介護老人保健施設から、もみじ狩りへ行かれた後に面会すると、手のひらに乗せた真っ赤な紅葉を一枚、嬉しそうに見せてくださいました。Mさんに「これどうしたんですか?」と聞くと、にこっとしながら「キレイだった、お団子も美味しかった」と話され、今でもその笑顔が強く印象に残っています。

現在は特別養護老人ホームに移られ、もうすべ一年。季節は巡り、桜のきれいな時期、春になりました。最近では益々元気がなく口数が少なくなり少し心配でしたが、先日の面会でお花見の話をしたところ「今度お花見にいって来る」と声を弾ませ報告してくださいました。やっぱり季節ごとの行事が好きなMさん。今度お会いするときにどんなお話が聞けるのか、今から楽しみみです。



★ 会員募集 ★

「もだま」の活動趣旨にご賛同いただける方を募集しています。
個人、団体を問わず皆様の入会を心よりお待ちしております

●正会員年会費●

個人1口 3,000円
団体1口 10,000円

●賛助会員年会費●

個人1口 2,000円
団体1口 5,000円

※ご入会・ご支援の申込みは、所定の振込用紙がありますので事務局までご連絡下さい。